

東京都北区ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業実施要綱

30北ま建第1594号

平成30年8月17日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、歩行者に危害が及ぶおそれのあるブロック塀を対象に、区が無料で耐震アドバイザーを派遣することにより、当該ブロック塀の所有者等の意識の向上及び当該ブロック塀の耐震性向上の促進を図り、もって区民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀

コンクリートブロック造の塀及び門柱

(2) 所有者等

ブロック塀の全部又は一部を所有、占有又は管理する個人

(3) 耐震アドバイザー

建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士、2級建築士又は木造建築士で、ブロック塀の構造に対し深い知識のある者で、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づきブロック塀の調査を行い助言を行うもの

(実施する事業)

第3条 東京都北区ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、無料で実施する。

2 本事業は、区が委託をして実施するものとする。

(対象となるブロック塀)

第4条 本事業の対象となるブロック塀（以下「対象ブロック塀」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 北区内に存するブロック塀であること。

(2) 当該ブロック塀が建築基準法上の道路又は一般の交通の用に供している道路（以下「道路等」という。）に面していること。

(3) 道路等又は地表面から対象物の上端部までの垂直距離が1.0mを超えているものであること。

(対象となる者)

第5条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 対象ブロック塀の所有者等であること。

(2) 住民税を滞納していないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、対象者とすることができる。

(耐震アドバイザーの登録)

第6条 区長は、第3条第2項の規定により、区から本事業を委託された者を北区の耐震アドバイザーとして登録するものとする。

(対象承認の申請手続)

第7条 本事業を受けようとする者（以下「申請者」という。）はブロック塀耐震アドバイザー派遣事業対象承認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

(1) 対象ブロック塀の所有者等である旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し

イ 登記事項証明書（登記簿謄本）（6箇月以内に発行されたもの）

ウ 賃貸借契約書の写し

エ その他所有者等である旨が確認できると区長が認める書類

(2) 対象者が住民税を滞納していない旨が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

ア 通年を通して住民税を納税している旨が確認できる書類の写し

イ 現在非課税である旨が確認できる書類の写し

(3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、本事業の対象とすることを決定したときは、ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業対象承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による審査の結果、本事業の対象としないときは、ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業対象不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定による申請をすることができる期間は、4月1日から12月28日までとする。ただし、期間の末日が、東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）の定める休日に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日までとする。

(事業の取りやめ)

第8条 前条第2項の規定による本事業の承認の決定（以下「承認決定」という。）を受けた者（以

下「被承認決定者」という。)は、事情により耐震アドバイザー派遣を受けることが困難となったときは、速やかにブロック塀耐震アドバイザー派遣事業取りやめ届（別記第4号様式）により、区長に届け出るものとする。

（対象承認の取消し）

第9条 区長は、被承認決定者が次のいずれかに該当するときは、承認決定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により、承認決定を受けた場合
- （2）法令又はこの要綱の規定に違反した場合
- （3）前条の規定に該当することとなったにもかかわらず、ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業取りやめ届（別記第4号様式）を提出しない場合
- （4）耐震アドバイザー派遣を受けることができる期間（承認決定を受けた日から当該日が属する年度の1月31日まで）内に耐震アドバイザー派遣を受けない場合

2 区長は、前項の規定による取消しを決定する場合は、ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業取消決定通知書（別記第5号様式）により、被承認決定者に通知するものとする。

（耐震アドバイザー派遣の実施）

第10条 区長は、承認決定を行った場合は、速やかに第6条の規定により登録を受けた耐震アドバイザー（以下「登録耐震アドバイザー」という。）を派遣するものとする。

2 登録耐震アドバイザーは、調査及び助言を行う場合は、区が発行する耐震アドバイザー登録証明書（別記6号様式）を携帯し、被承認決定者等から提示を求められた場合は、いつでも当該証明書を提示するものとする。

（完了報告）

第11条 前条1項の規定により派遣された登録耐震アドバイザーは、耐震調査及び助言が完了したときは、ブロック塀耐震調査結果報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長及び申請者に報告するものとする。

- （1）ブロック塀の位置を記載した案内図及び写真
- （2）チェックリスト
- （3）調査説明書

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

付 則（令和３年３月２３日付２北ま建第２６３０号区長決裁）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則（令和４年１月５日付３北ま建第２２３３号副区長専決）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。